

適正利用・エコツーリズム関連調査（マーケティングとモニタリング）の方針（素案）

1. 目的

本方針は、知床世界自然遺産地域（以下「自然遺産地域」という。）における自然資源・文化（人文）資源の利用に関するマーケティングとモニタリング調査（以下「調査」という。）を実施および推進し、関係者および地域外利害関係者がその結果の共有と戦略的活用を図ることで自然遺産地域の適正利用とエコツーリズムの推進を図り、同地域の持続可能な利用に貢献することを目的として定める。

2. 背景

2010年（平成22年）に自然遺産地域の適正な利用とエコツーリズムの推進を図り、多様な野生生物を含む原生的な自然環境を構成に引き継いでいくため、学識経験者、関係行政機関、地域関係団体による検討の場として「知床世界自然遺産地域適正利用・エコツーリズム検討会議」（以下「検討会議」という。）が設置された。

検討会議においては、自然遺産地域で行われる陸域・海域の観光活動を対象に「遺産地域の自然価値の保護、向上」、「観光客の自然に基づく良質な体験の促進」、「地域経済の発展」の3つの基本を柱としたエコツーリズム戦略の策定作業が進められているが、その策定及び策定後の活用に向けては、利用者のニーズ把握や潜在的な利用価値の掘り起こしを行うマーケティングと、実施された利用についての評価を行うためのモニタリングが重要となっている。

しかしながら、これまでも自然遺産地域の観光利用に関する多様な主体による調査が実施されているが、ほとんどの調査が個別に行われており、またその結果を一元的に整理し、共有し、評価をする場が設けられておらず、連携が十分ではなかった。

そのため、検討会議のもと自然遺産地域における調査の計画や結果の共有と評価に関する方針を定めることとする。

3. マーケティング・モニタリング実施方針

検討会議では、適正利用とエコツーリズムの推進に関する施策を検討する際には、可能な限り調査を実施し、その結果に基づいて検討する。

検討会議の関係者が実施する調査は、実施前に検討会議に報告してから実施する。前項2の調査結果は、実施後速やかに検討会議において報告する。

前項2および3は検討会議の関係者以外の者（地域外の利害関係者等）についてもできる限り適用する。

前3項にかかわる調査の実施については、可能な限り関係者間で相互協力や便宜供与を行う。

調査結果は関係者の共有財産と位置づけ、検討会議で戦略的な活用方法を検討する。

4．関係者の役割

検討会議

検討に必要な調査の計画をおこなうとともに、計画・報告された調査結果の評価を行い、適切にアドバイスする。また、関係者間の調整を行う。

関係者

必要な調査は、事前に検討会議に報告をする。また調査結果を速やかに報告する。また調査の実施においては協力・便宜供与を行う。

5．その他

この方針は 2011 年 月 日から実施する。